

参考資料 (英語教育の在り方に関する有識者会議 第7回)

【目 次】

1 目的（必要性）（政府等関係会議における提言等）	1
・ 第2期教育振興基本計画（概要）	6
・ 教育再生実行会議「第三次提言」（抜粋）等	7
・ 教育再生実行会議「第四次提言」（抄）	12
・ 教育再生実行会議「第五次提言」（今後の学制の在り方について）	14
・ 中央教育審議会諮問文	24
1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について	
2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について	
・ 国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策（概要）	30
・ グローバル化に対応した英語教育改革実施計画	31
 2 目標及び内容（学習指導要領抜粋等）	 33
・ 小学校外国語活動の目標及び内容	34
・ 中学校外国語科の目標及び内容	34
・ 高等学校外国語科の目標及び内容	36
 3 指導と評価について	 43
・ 小学校児童指導要録（参考様式）	59
・ 中学校生徒指導要録（参考様式）	66
・ 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）	72

1 目的(必要性)

(政府等関係会議における提言等)

グローバル人材について

グローバル人材については、「第二期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、

- ①豊かな語学力・コミュニケーション能力、
- ②主体性・積極性、
- ③異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要との基本的考え方が示されている。

言語別 使用国数・使用人数 データ

Rank	Language	Primary Country	Total (Countries)	Speakers (Millions)
1	Chinese (中国語)	China	33	1,197
2	Spanish (スペイン語)	Spain	31	414
3	English (英語)	United Kingdom	99	335
4	Hindi (ヒンディー語)	India	4	260
5	Arabic (アラビア語)	Saudi Arabia	60	237
6	Portuguese (ポルトガル語)	Portugal	12	203
7	Bengali (ベンガル語)	Bangladesh	4	193
8	Russian (ロシア語)	Russian Federation	16	167
9	Japanese (日本語)	Japan	3	122
10	Javanese (ジャワ語)	Indonesia	3	84
11	Lahnda (ラフンダー語)	Pakistan	6	83
12	German, Standard (ドイツ語)	Germany	18	78
13	Korean (韓国語)	South Korea	5	77
14	French (フランス語)	France	51	75
15	Telugu (テルグ語)	India	2	74
16	Marathi (マラーティー語)	India	1	72
17	Turkish (トルコ語)	Turkey	8	71
18	Tamil (タミル語)	India	6	69
19	Vietnamese (ベトナム語)	Viet Nam	3	68
20	Urdu (ウルドゥー語)	Pakistan	6	64
21	Italian (イタリア語)	Italy	10	64
22	Malay (マレー語)	Malaysia	13	60
23	Persian (ペルシア語)	Iran	29	57

※出典: Ethnologue (<http://www.ethnologue.com/statistics/size>)

諸外国における外国語教育の状況

	中国	韓国	台湾	日本
初等教育段階における外国語教育の導入時期	2001年 (平成13年)	1997年 (平成9年)	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)
外国語教育の開始学年	小学校 第3学年	小学校 第3学年	○2001年 小学校第5学年 ○2005年 小学校第3学年	小学校 第5学年
小学校における外国語教育の授業時数	週4回以上 ・3・4年は短時間(30分)がメイン ・5・6年は短時間授業と長時間授業(40分)の混合、長時間授業は週2回以上	○2008年改定 ・3～4年は週2コマ ・5～6年は週3コマ ※1コマ40分、年間34週 ○改定前(2007年以前)は ・3～4年は週1コマ ・5～6年は週2コマ	週2コマ ※1コマ40分	週1コマ ※1コマ45分、年間35週
小・中・高一貫した外国語教育の目標設定	・小学校卒業時の目標として、言語技能・言語知識・感情態度・学習戦略・文化意識の5項目の到達基準「二級」(英語に興味を持って継続して学習する等)を設定 (学年ごとの目標は定めず)	・小学校段階から教育目標を設定 ・日常生活で使う基礎的な英語を理解し表現する能力を育てる 等	・小学校段階から、言語能力・英語学習に対する興味と学習方法・文化と風習の理解に関する到達目標を定める	

指導する語数の日中韓比較

<日本>

日本	語彙数	新語数
高校3年生	3,000語	+700語
高校2年生	2,300語	+700語
高校1年生	1,600語	+400語
中学校卒業レベル	1,200語	+1,200語
小学校卒業レベル	(約285語)	(約285語)

- 実質的な単位数の算定には、普通科における典型的履修パターンを想定。
- 小学校卒業レベルの語数は「英語ノート」の語数を基に記載。

<韓国>

韓国(改訂後)	語彙数	新語数
高校卒業レベル	2,800語	+1,710語
中学校卒業レベル	1,290語	+790語
小学校卒業レベル	500語	+500語

- 高校では必履修英語(8)及び選択の英語Ⅰ(6)並びに英語Ⅱ(6)を履修することを想定。
- 深化英語読解及び作文(6)を履修した場合は3,000語。 出典:初・中等学校教育課程

<中国>

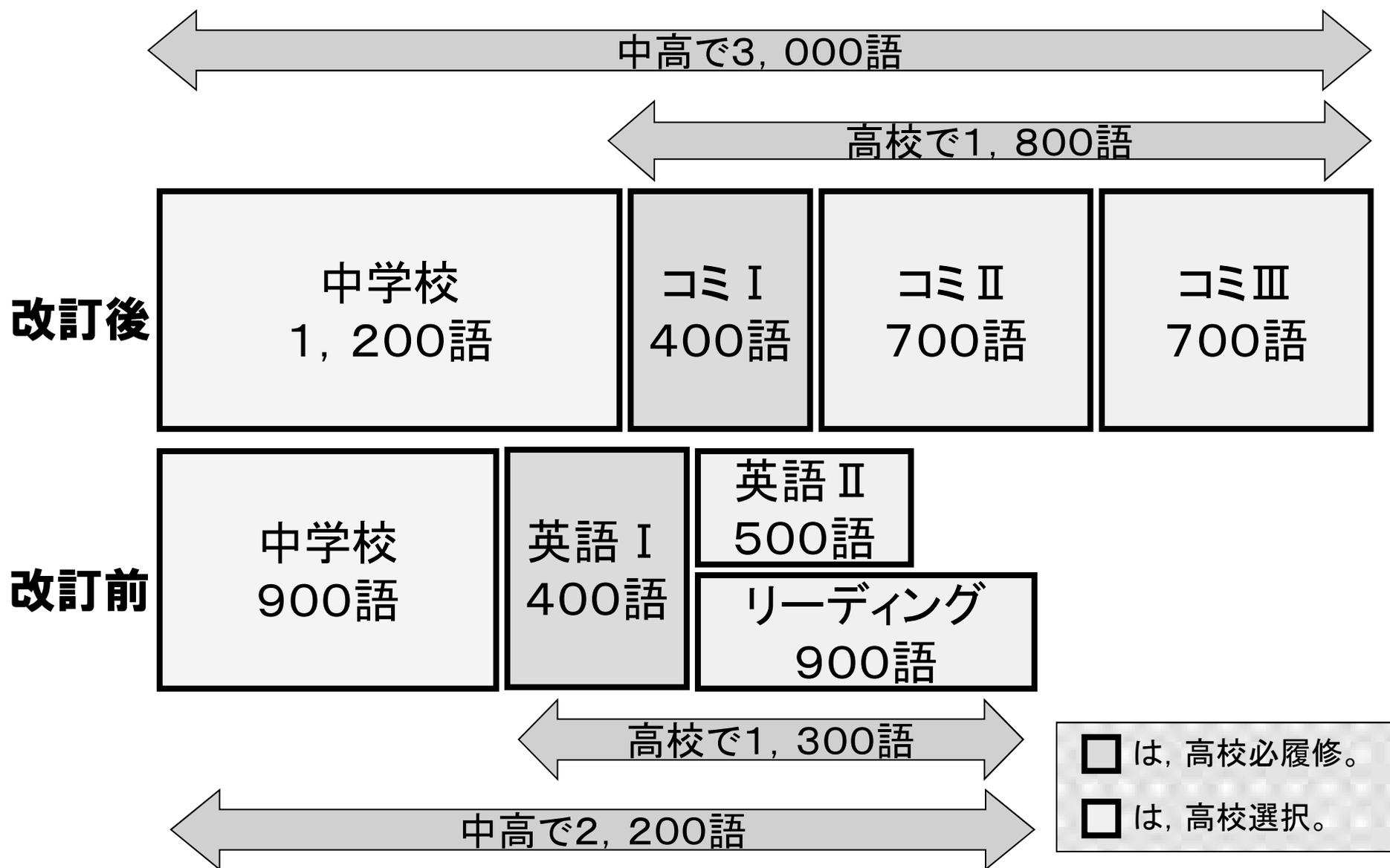
中国	語彙数	新語数
高校卒業レベル	3,000語	+1,400~1,500語
中学校卒業レベル	1,500~1,600語	+800~1,000語
小学校卒業レベル	600~700語	+600~700語

出典:全日制義務教育英語課程標準(実験稿)

(参考)学習指導要領に規定された指導する語数の変遷

改訂年	中学校	高等学校	合計
		高等学校計	
昭和45年	950語~1,100語	2,400語~3,600語	3,350語~4,700語
昭和52年	900語~1,050語	1,400語~1,900語	2,300語~2,950語
平成元年	1,000語	1,400語	2,400語
平成10年	900語	1,300語	2,200語
今回改訂	1,200語	1,800語	3,000語

学習指導要領に定める語彙数（前回改訂時資料）



第2期教育振興基本計画(概要)

第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力※を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台上で先導的に活躍できる人材を養成する。これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

(※能力の例:国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など)

【成果指標】

＜グローバル人材関係＞

①国際共通語としての英語力の向上

・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標(中学校卒業段階:英検3級程度以上, 高等学校卒業段階:英検準2級程度～2級程度以上)を達成した中高校生の割合50%

・卒業時の英語力の到達目標(例:TOEFL iBT80点)を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加, 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

②英語教員に求められる英語力の目標(英検準1級, TOEFL iBT80点, TOEIC730点程度以上)を達成した英語教員の割合(中学校:50%, 高等学校:75%)

基本施策16

外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の国際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化

【主な取組】

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

新学習指導要領の着実な実施を促進するため、外国語教育の教材整備, 英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成, 外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる、戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。また、英語教育ポータルサイトや映像教材による情報提供を行い、生徒の英語学習へのモチベーション向上や英語を使う機会の拡充を目指す。大学入試においても、高等学校段階で育成される英語力を適切に評価するため、TOEFL等外部検定試験の一層の活用を目指す。

また、小学校における英語教育実施学年の早期化, 指導時間増, 教科化, 指導体制の在り方等や, 中学校における英語による英語授業の実施について, 検討を開始し, 逐次必要な見直しを行う。教員の指導力・英語力の向上を図るため、採用や自己研鑽等での外部検定試験の活用を促すとともに、海外派遣を含めた教員研修等を実施する。

● 教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」平成25年5月28日(抜粋)

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。

○ 国は、企業や個人等との協力による給付型奨学金等を含めた留学費用の支援のための新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設し、秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本人学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。また、地方公共団体においても、留学費用の支援に関し企業や個人からの多様な支援が得られるよう体制を整備する。

③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。

○ 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充(実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等)や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JETプログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。

○ 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員がTOEFL等の外部検定試験において一定の成績(TOEFL iBT80程度等以上)を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。

○ 国は、グローバル・リーダーを育成する先進的な高校(「スーパーグローバルハイスクール」(仮称))を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。(略)国及び地方公共団体は、高校生の海外交流事業や短期留学への参加を積極的に支援する。日本人学校等の在外教育施設において、現地の子どもを積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める。

●「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」平成25年6月14日閣議決定(抜粋)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1)教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(教育再生)

「教育基本法」の理念を始め、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、第2期教育振興基本計画等に基づき、人材養成のための施策を総合的に行い、教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力の達成等に向け、英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化など社会を生き抜く力の養成を行う。意欲と能力に富む若者の留学環境の整備や大学の国際化によるグローバル化等に対応する人材力の強化や高度外国人材の活用、ガバナンスの強化による大学改革とその教育研究基盤の確立を通じた教育研究の活性化など、未来への飛躍を実現する人材の養成を行う。就学支援を行うとともに高校無償化制度の見直しを行う。(略)

●「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」平成25年6月14日閣議決定(抜粋)

第Ⅰ. 総論

2. 成長への道筋

(2)全員参加・世界で勝てる人材を育てる

(日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる)

(略)また、「鉄は熱いうちに打て」のことわざどおり、初等中等教育段階からの英語教育を強化し、高等教育等における留学機会を抜本的に拡充し、世界と戦える人材を育てる。

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(2)全員参加・世界で勝てる人材を育てる

(日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる)

④世界と戦える人材を育てる

<成果目標>

◆2020年までに留学生を倍増する(大学生等6万人→12万人)

- (i) 初等中等教育段階からの英語教育を強化する。このため、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業実施について検討する。【今年度から検討開始】
- (ii) グローバル化に対応した教育を行い、高校段階から世界と戦えるグローバル・リーダーを育てる。このため、「スーパーグローバルハイスクール(仮称)」を創設する。【来年度から実施】
- (iii) 意欲と能力のある高校・大学等の若者全員に、学位取得等のための留学機会を与える。このための官民が協力した新たな仕組みを創設する。【本年8月末までに結論】

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。(略)

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。(略)

○グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成

・グローバル・リーダーを育てる教育を行う新しいタイプの高校(「スーパーグローバルハイスクール(仮称)」)を創設する。

・一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す(2018年までに200校)。

○初等中等教育段階からの英語教育の強化

・小学校5、6年生における外国語活動の成果を今年度中に検証するとともに、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、今年度から検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。

● 「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」平成26年6月24日閣議決定(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

経済成長の源泉は「人」であり、経済再生のためにも教育再生が重要である。「教育基本法」の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、学制改革に関する検討を進めるなど、総合的に教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力と規範意識の達成を目指すとともに、知識だけでなく、思考力・判断力・表現力など社会を生き抜く力、我が国の伝統や文化についての理解、社会の責任ある一員として必要な公共心の養成を行う²³。

²³ 英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化や海外子女教育、都市と農山漁村の教育交流の推進等。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(3) オープンな国づくり

(内なるグローバル化)

2020年における対日直接投資残高倍増目標実現のため、「対日直接投資推進会議」において、投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、関係会議と連携しながら、規制改革など、必要な制度改革等の実現を図る。また、グローバル人材の育成及び多言語対応の強化等を行うほか、国際金融センターとしての東京市場の地位を確立するための施策を推進する。

● 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- 平成26年6月24日閣議決定(抜粋)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) ベンチャー支援

③ 国民意識の改革と起業家教育

ベンチャー企業を支える国民的な意識改革を行うため、以下の施策を講ずる。

・企業と地元高校が連携したグローバル・リーダー人材育成拠点の形成

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人材の活用

(高度外国人材の活用)

① 高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、**JETプログラム終了者の国内での活躍促進**、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進などの施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増」

⇒国費による奨学金支援制度での派遣人数は約1万人から約2万人に倍増。また、新たに創設された民間資金を活用した奨学金支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」に221校、1,700名から応募があり、本年8月以降、海外留学開始予定。

《KPI》「2020年までに外国人留学生を倍増(「留学生30万人計画」の実現)」

⇒我が国の大学等における外国人留学生数: 135,519人(2013年5月現在)

(2) 施策の主な進捗状況

(日本人留学生/外国人留学生の大幅拡充のための環境を整備)

・2020年までの日本人留学生の倍増に向けて、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るとともに、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設した。あわせて、今後、計画的かつ質の高い留学プログラムの実現を図る観点から、本年4月に関係府省庁において、「若者の海外留学促進実行計画」を取りまとめた。また、2020年までの外国人留学生の倍増(「留学生30万人計画」の実現)に向け、昨年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を決定した。

(グローバル化等に対応する人材を育成)

・(略)また、**初等中等教育段階からの英語教育の強化のため、小学校英語の早期化等を行う拠点への支援や教員の英語指導力向上のための取組を開始した。**(略)加えて、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした「**スーパーグローバルハイスクール**」を創設し、本年1月には、現行の教育課程の基準によらない特色ある教育課程の編成を可能とするための特例措置を講じた。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

未来を支える人材を育てるため、昨年来取り組んできた大学改革の取組や**グローバル人材育成のための取組**をより強化する必要がある。あわせて、高度な外国人材を確保する観点から、日本の大学を教育面でも研究面でも世界トップクラスに引き上げていく必要がある。

このため、引き続き、大学改革を着実に実施するとともに、第3期中期目標期間(2016年度～)に向けた検討等を進める。また、国際機関への日本人の就職支援も行いつつ、**グローバル化等に対応する人材力を育成強化するための取組を講ずる。**

② グローバル化等に対応する人材力の育成強化

小学校における英語教育実施学年の早期化等に向けた学習指導要領の改訂を2016年度に行うことを目指し、指導体制の強化、外部人材の活用促進など、初等中等教育段階における英語教育の在り方について検討を行い、本年秋を目途に取りまとめる。学校現場等における外国人活用の抜本強化を図り、実践的な英語教育を実現させる。あわせて、**在外教育施設における質の高い教育の実現及び海外から帰国した子供の受入れ環境の整備を進める。**

(略)留学生30万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する**宿舍・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築、日本語教育の推進等の受入れ環境の支援を強化する。**

高校教育・高大接続に関する議論について

- 平成23年9月に、中央教育審議会に高等学校教育部会が設置された。同部会において、全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力を「コア」と位置付け、その要素を含むものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の領域に及ぶものとした。
- また、平成24年8月には、中央教育審議会に高大接続特別部会が設置され、大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化について審議を行っている。
- 平成25年6月に、教育再生実行会議において、高大接続・大学入試の在り方に関する検討が行われ、同年10月には、高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜の転換を一体的に改革することを内容とする第4次提言がまとめられた。
- 同提言も踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会において、生徒が自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ることとする達成度テスト(基礎レベル)(仮称)の案が示された。

(中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ 平成26年6月(抜粋))

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

1. 学習成果や教育活動の把握・検証

(2) 達成度テスト(基礎レベル)(仮称)の導入

■テストの内容

○ テストの教科については、実施当初は国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定して検討。(※選択も可能)

※ 英語等、一部は外部試験による代替の可能性についても検討。

■その他

○ 全ての教科(とりわけ保健体育、芸術、家庭、情報及び専門学科の各教科)において、各生徒の多様な学習成果を評価するため、外部試験や検定の結果、各種コンクール等による評価を活用することも、達成度テストの導入とともに別途検討。

- また、中央教育審議会高大接続特別部会において、大学及び大学入学志願者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とする達成度テスト(発展レベル)(仮称)の案が示された。

(中央教育審議会高大接続特別部会 審議経過報告 平成26年3月25日(抜粋))

5 大学入学者選抜の改善

(1) 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換

(様々な学習成果、活動歴を評価する枠組みの整備)

○ 大学入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するための方策として、外国語検定をはじめとする各種の資格・検定試験の成績や科目等履修生制度等により大学等で取得した単位や成績、各種の大会、コンテストにおける成績、顕彰歴を積極的に活用することが考えられる。これらについても、調査書や出願時提出資料等を通じて各大学が把握できるようにするとともに、各大学でこれらの活用が促進されるよう、その質の保証や、これらがどのような能力を証明するものであるかを明確化するための取組が進むことが期待されており、国においてこのような取組を支援することも考えられる。

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（教育再生実行会議 第四次提言）（平成25年10月31日）（抄）

1. 高等学校教育においては、基礎学力を習得させるとともに、生徒の多様性を踏まえた特色化を進めつつ、教育の質の向上を図り、志をもって主体的に学び社会に貢献する能力を習得させる。

（1）全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成

- 国は、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について、高等学校において共通に身に付けるべき目標を明確化する。学校は、生徒に対し、主体的に学習に取り組み、生涯にわたって学ぶ基礎となる力、社会の一員として参画し貢献する規範意識等の基礎的能力を確実に育成する。
- 国及び地方公共団体は、インターンシップ、ボランティア活動等の多様な体験活動の充実、海外留学の促進、文化・芸術活動やスポーツ活動、大学や地域と連携した教育機会等の充実を図る。学校は、生徒がこれらの能動的・主体的な活動に少なくとも一つは深く取り組むよう指導・支援する。
- 地方公共団体及び学校は、生徒が自らの夢や志について主体的に考え、学ぶ意欲を高めるとともに、能動的に学び自己を確立していくことができるよう、キャリア教育を充実する。その際、社会で活躍する卒業生や産業界と連携したキャリア教育・職業教育の充実を始め、学ぶ内容と実社会・実生活との関連を念頭に置いた教育の実践を図る。

（2）略

（3）学習成果や教育活動の把握・検証による教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入）

- 国は、基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各学校における指導改善や生徒の学習改善にいかすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル）（仮称））を創設する。同テストは、高等学校教育の質の確保・向上を目的として、高等学校の教育課程における基礎的・共通的な教科・科目について、生徒の多様な状況に応じ、高等学校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討する。
- 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の試験内容は、基礎的・共通的な教科・科目の学習達成度について、知識・技能だけでなく、その活用力、思考力・判断力・表現力等を含めた幅広い学力を把握・検証できるものとする。同テストは、高等学校の単位及び卒業の認定や大学入学資格のための条件とはしないが、

できるだけ多くの生徒が受験し、結果を学校や生徒に示すことにより、学校における指導改善や、生徒の学習意欲の喚起及び学習改善につなげる。民間の検定や各種試験との相互補完により、生徒の学習習慣の定着を図る方法も模索する。

- 以上の方針の下、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の具体的な実施方法（教科・科目や出題内容等）や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。
- 国及び地方公共団体は、ジュニアマイスター顕彰制度²や職業分野の資格等も活用し、生徒の多面的な学習成果の評価の仕組みを充実し、生徒が進学や就職にも活用できるようにする。
- 学校は、教育活動の質を向上させていくため、自らの教育活動の成果等を不断に検証する学校評価を通じて、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、積極的な情報発信を行う。

3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める。

（1）大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））の導入

- 国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））を導入し、各大学の判断で利用可能とする。高等学校教育への影響等を考慮しつつ、試験として課す教科・科目を勘案し、複数回挑戦を可能とすることや、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する。同テストの運営については、大学入試センター等が有するノウハウ、利点をいかしつつ、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）と相互に連携して一体的に行うようにする。
- 達成度テスト（発展レベル）（仮称）は、その結果をレベルに応じて段階別に示すことや、各大学において多面的な入学者選抜を実施する際の基礎資格として利用することなど、知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫する。将来的には、試験問題データを集積しCBT方式で実施することや、言語運用能力、数理論理力・分析力、問題解決能力等を測る問題の開発も検討する。
- 以上の方針の下、達成度テスト（発展レベル）（仮称）の具体的な実施方法（教科・科目や出題内容等）や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。

今後の学制等の在り方について
(第五次提言)

平成26年7月3日

教育再生実行会議

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

はじめに

日本は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれる危機的な状況にあります。世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の中にあります。こうした中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要があります。教育再生は、一人一人をより良い人生に導く営みであり、社会の持続的な発展と経済再生を支える基盤だと言えます。

日本を支え担う人材は、戦後約70年にわたり、6-3-3-4制の学制の下で育成されてきましたが、子供や社会の状況は大きく変化しています。現在の学制の原型が導入された当時と比べて発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム¹、中1ギャップ²などの課題が指摘されています。また、グローバル化への対応やイノベーションの創出を活性化する観点から、英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められています。さらに、産業構造の変化や技術革新が進む中、質の高い職業人の育成も求められます。

こうした課題への対応として、現在の学制の枠内で、地方公共団体や大学等における様々な工夫や取組が行われていますが、少子・高齢化やグローバル化への対応は、日本が直面する大きな課題であり、一人一人の能力の伸長と意欲ある全ての人が社会参画できる環境の構築は、国家戦略として取り組む必要があります。今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これからの日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます。

教育再生実行会議では、このような観点から、義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りの在り方、職業教育制度などの学制の在り方全般について提言するとともに、これらの改革に関連する教師の在り方や条件整備について提言します。学制の在り方は広範囲にわたる問題であることから、本提言は、直ちに検討を行い速やかに実行する施策のほか、必要な財源の確保などの環境整備を図った上で実行する施策、それらの進捗等を踏まえた上で更に検討を深める施策を含めて示すこととします。政府においては、本提言に盛り込まれた諸施策について、専門的・具体的な検討を行うとともに、国民的な議論を深めながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

¹ 小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けず授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

² 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態等。

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限³や無償教育の期間について考える必要があります。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

高等学校段階の教育においては、第四次提言で述べたように、義務教育の基礎の上に、変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識、職業観等を身に付け、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり、生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また、この時期は、社会人になるための助走期間であり、意欲ある全ての子供に挑戦の機会が与えられるよう、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期にお

³ 平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

ける特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

(高等学校教育、修学支援の充実)

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第1学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、

学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本と

し、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校⁴、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

（職業教育の充実、強化）

- 高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。
- 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成⁵を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。
- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

⁴ 専門学校においては、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、職業実践専門課程の文部科学大臣認定制度が平成26年度から実施されている。同年度において472校1,373学科が認定を受けている。（平成25年度における専門学校の学校数・学科数は、2,811校8,128学科）

⁵ 平成25年度において、高等専門学校の学科（247学科）のうち、工業系96.8%（239学科）、商船2.0%（5学科）、その他1.2%（経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各1学科）となっている。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。
- 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。
- 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

上記1で述べた改革を実現に導くには、子供一人一人の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教師の存在が不可欠であり、その資質・能力の向上や配置の充実を一体のものとして行わなければなりません。教師が自らの人間性や専門性を発揮して子供を教え導くことができるよう、学制改革の機会を捉え、免許、養成、採用、研修、配置、処遇などの制度全般の在り方を考える必要があります。

学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要です。

また、教師には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな

指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師を確保するとともに、教師が社会から尊敬され、その力が十分に発揮されるよう、教師の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

(学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設⁶や、複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状の取得の促進を図る。
- 国及び地方公共団体は、小学校と中学校の連携推進や、各学校における教科の専門性に応じた教育の充実のため、小学校における専科指導のための教職員配置を充実する。また、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

(質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方)

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み(教師インターン制度(仮称))の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実

⁶ 現行の教員免許制度においては、学校種ごとに免許状が設けられており、原則として、一の免許状では、複数の学校種において指導ができない。

を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の処遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

- 国及び地方公共団体は、課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。また、教師の勤務時間や授業以外の活動時間が世界的に見て格段に長い⁷ことを踏まえ、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の処遇を確保する。真に頑張っている教師に報いることができるよう、優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を処遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

上記1及び2で述べた、義務教育、無償教育の期間の見直し、幼児教育の充実、小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携や一貫教育の推進、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化など、新しい時代にふさわしい学制を構築し、将来を見据えた改革を断行していくためには、財源措置を含む条件整備が必要であり、社会全体で教育への投資を重視する意識改革を一体的に行うことが重要です。

日本の現状は、高齢者世代に比べて、子供・若者世代への公的な支出が圧倒的に少ない状態です。特に、私学の多い就学前教育と高等教育段階における公財政負担や、一人一人の状況に応じた修学支援等が十分でなく、これらの充実が求められます。

教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育投資は、個人の能力の向上、自己実現、所得の増加、出生率の向上、経済成長、税収増加などの効果をもたらします。特に、子育てや教育にお金がかかりすぎることで、子供を産み育てたい人の希望を阻害する最大の要因となっており、教育費負担の軽減は、少子化対策の鍵であると言えます。

⁷ OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS2013）によれば、中学校段階の教師の1週間あたりの勤務時間について、日本は53.9時間であり、調査参加国（34か国・地域）中最長（参加国平均は38.3時間）。授業時間は参加国平均（19.3時間）と同程度（17.7時間）だが、特に、スポーツ・文化などの課外活動（日本：7.7時間、参加国平均：2.1時間）や事務業務時間（日本：5.5時間、参加国平均：2.9時間）が長い。

す。また、意欲ある全ての子供・若者、社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の豊かな人生の実現に寄与するものです。さらには、個人の能力の向上は、社会全体の生産性の向上をもたらし、将来にわたって成長し続ける社会の実現につながります。逆に、人材の質と量を充実・確保するための教育投資を怠れば、我が国は、今後、少子・高齢化の急速な進展等により、労働力人口の急激な減少や、それに伴う経済成長の鈍化、社会保障制度の維持の困難化など危機的な状況に陥る恐れがあります。

こうしたことから、家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人に質の高い教育機会を確保していくことが不可欠であり、世代を超えて総がかりで教育を支える社会の実現を目指すべきです。特に、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、子供・若者の未来のため、安定的な財源を確保しつつ、「未来への投資」と位置付けて重視することが必要です。

教育財源の確保に当たっては、少子化に伴って逡減する費用や教育的観点からの学校統廃合等によって生じた財源を教育の質の向上に活用すべきです。また、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ、とりわけ教育費負担の軽減のために大胆に移していくことや民間資金の活用等も重要です。政府においては、教育投資の一層の重視や教育財源の確保のための方策について、その意義・効果を踏まえて更に国民的な議論を深め、実行していくことを期待します。

- 家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができ、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばし、将来にわたって成長し続ける社会の実現を目指し、国は、子供・若者の未来のため、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視する。教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 国は、在学中にかかる費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金の充実、税制上のインセンティブを通じた寄附の促進等による民間資金の活用や世代間資産移転の促進等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組について、国民的な理解を得つつ推進する。
- 教育投資は、少子化対策の観点からも極めて重要であることを踏まえ、国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、教育投資の重要性についてアピールするなど、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について
- 2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

平成26年7月29日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、主要先進国でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化が進んでおり、こうした中で、日本が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するためには、少子化を克服するとともに、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生していくことができる人材の育成が求められています。

他方、日本の学校制度は、戦後、6－3－3－4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたと考えられます。しかしながら、戦後約70年が経ち、現在の学制が導入された当時より子供の発達が早期化していると言われており、また、小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる、進学に伴う新しい環境への不適応等の課題が指摘されています。これに加え、子供たちに対する意識調査において、自己肯定感の低さが指摘されているなど、現在の学校制度が、必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっておらず、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築が急務であると考えられます。

以上のような観点から、教育再生実行会議において、今後の学制等の在り方について御議論いただき、先日、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について御提言いただいたところがあります。具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援、大学への飛び入学制度の活用実態を踏まえた高等学校の早期卒業や、国際化への対応として大学及び大学院入学資格においてそれぞれ課している12年又は16年課程の修了要件の緩和など、幅広い提言がなされています。また、学制改革に伴い、学校間連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教科等の専門性に応じた、小学校と中学校、中学校と高等学校など学校種を超えて指導できる教員免許状の創設なども提言に盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の学制の在り方について、諮問を行うものでありますが、特に改革の方向性を踏まえた具体的な実施方策や法制化に関する事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、小中一貫教育の制度化をはじめとする学校段階間の連携の一層の推進についてであります。

教育再生実行会議では、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化、また、これらを踏まえた教員免許制度の在り方などについて、提言がなされておりますが、この中でも喫緊の課題である以下の事項について、御検討をお願いします。

- 中1ギャップと呼ばれる中学校進学に伴う環境変化への不適應への対応や、小学校への外国語活動の導入をはじめとした学習内容の改善への対応等を考慮し、小学校教育と中学校教育の接続について、小中一貫教育を学校制度に位置づけ、9年間の教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにすることなどにより、学校段階間の連携の一層の推進を図る必要があるが、これまでの全国各地の先導的な取組の成果・課題を踏まえ、どのような制度設計が考えられるか。また、その制度が有効に機能するための教員免許制度はどうあるべきか。さらに、小中一貫教育を全国的に展開するとともに、取組の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるか。

第二に、意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化についてであります。

教育再生実行会議で示された、学習者の目的意識や意欲、能力に応じて、自らの学びを発展させ、様々な分野への挑戦を可能とする制度設計に向け、高等学校から大学への早期進学に係る制度の在り方、学制の異なる他国からの留学生受入れなどに対応した高等教育の入学資格の在り方、高等教育機関における編入学の在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 高等学校の早期卒業について、現在の大学への飛び入学制度の活用状況等も踏まえ、意欲・能力に応じた学びの発展や、その後の興味・関心の変化による進路変更に対応できるようにするには、どのような制度とすべきか。
- 国際化の観点から、学制の異なる他国からの留学生の受入れを積極的に推進していくため、大学及び大学院における入学資格の在り方について、それぞれ現行の12年及び16年の課程の修了要件の緩和をどのように考えるか。
- 現在の短期大学、高等専門学校及び専門学校から大学への編入学や単位認定等の制度の活用促進に加え、高等学校専攻科や職業能力開発大学校・短期大学校等の学校以外の教育施設から大学への編入学等の途を開くには、どのようにすべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上とともに、教員が専門性を発揮できる環境を整備することが求められています。

知識基盤社会において、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることができるようにすることが重要です。そのためには、子供たちが、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力などを身に付けることが不可欠です。

また、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国際競争の激化の中で、我が国が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するため、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し国際的に活躍できる人材や、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材を育成していくことが必要です。

そのために、教員が果たす役割は大きなものであり、これからの時代に求められる学校教育の実現に向けて、教員の資質能力の向上が重要な課題であります。

一方で、中学校等の教員を対象としたOECDの国際教員指導環境調査（TALIS）の結果からは、我が国の教員をめぐる様々な課題が明らかになっています。

例えば、批判的思考を促すことや学習への動機付けをすることなど、主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が国際的に見て低い状況です。さらに、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出ており、教員や支援職員の不足を指摘する校長の割合も高くなっています。

これからの教育を担う教員には、例えば、子供たちが一方的に教えられる受け身の授業ではなく、ICT等も活用しながら、課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を通じて、これからの時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせることができる指導力が必要です。

また、子供の発達の早期化や中学校でのいじめ・不登校の急増など、発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続に関する課題を踏まえて、学校間の連携や一貫教育、小学校における教科指導の専門性の向上等を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教員が学校種を超えて指導ができることも求められています。

このため、養成段階から教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上のための総合的な取組を充実していくことが必要であり、教育再生実行会議の第5次提言においても、教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教員を確保するため、養成や採用、研修等の在り方の見直しが提言されています。

加えて、教員が自らの指導力を十分に発揮し、生涯にわたって伸ばしていくことができるような環境を整備し、教員が魅力ある職となるよう、教員の専門性にふさわしい勤務や

処遇等の在り方について検討を行う必要があります。

また、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが重要であることから、教員としての専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することが求められています。

以上のような観点から、これからの教育を担う教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策についてであります。

これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置づけ、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について、御検討をお願いします。その際、

- 主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力、教科等横断的な視野を持って指導できる力、小中一貫教育など学校種を超えて指導できる力や小学校における教科指導の専門性などを身に付けさせる観点から、教育職員免許法に規定されている教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度をどのように見直していくべきか。その際、特に学校現場を経験する機会の充実も含め、どのような方策が考えられるか。
- 教員養成・採用・研修の接続を強化しつつ、採用の前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や、選考過程の改善を図る取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。
- 教員を目指す者や教員が、養成段階から教職生活全体を通じて、資質能力を深化・発展させることができるよう、教員養成・採用・研修の各段階における学校・教育委員会と教職大学院等大学との連携・協働の取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。その際、特に、研修の内容を高度化する観点から、教職大学院等大学との連携の推進を含めどのような方策が考えられるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第二に、教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上させるための方策についてであります。

教員が専門職として指導力を十分に発揮し、更にそれを教職生活全体を通じて学び続ける中で伸ばしていくことができるような環境を整備するとともに、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応するため、教員の勤務・処遇等の在り方や、多様な専門性や経験を有する者の配置などの学校の組織運営の在り方等について、財政上の措置も含め、御検討をお願いします。その際、

- 人事評価が法制度上位置づけられたことを踏まえ、頑張る教員が専門職としての自信と誇りを持ち、教育指導に全力を注ぎ、その能力を伸ばしていけるような評価や処遇等の在り方をどのように考えるか。
- 教員が専門職として教育活動に専念できるよう、例えば教員と事務職員の役割分担を見直し改善することや、心理や福祉などの多様な専門性や経験を有するスタッフの学校への配置等により、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し学校組織全体の総合力を一層高めていくための方策をどのように考えるか。
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムを構築するためにどのような方策が考えられるか。あわせて、主幹教諭や主任の在り方など学校の組織運営体制を充実するための方策をどのように考えるか。
- 地域全体の学校の指導力の向上や若手教員の育成を図るため、指導教諭や指導主事の養成や活用の在り方など指導体制を充実するための方策をどのように考えるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、専門職として教員の資質能力の向上を図るための取組や学校組織全体の総合力の一層の向上に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策（概要）

平成23年6月30日 外国語能力の向上に関する検討会

基本的考え方

- 1 英語力の向上は、教育界のみならずすべての分野に共通する喫緊かつ重要な課題
- 2 求められる英語力は、例えば、
 - ・臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度
 - ・相手の意図や考えを的確に理解し、論理的に説明したり、反論・説得したりできる能力 など
- 3 新学習指導要領の着実な推進は、我が国の国民の英語力向上のための基本
→ 平成28年度の達成を目指した社会全体を挙げての5つの提言

提言1：生徒に求められる英語力について、その達成状況を把握・検証する。

<具体的施策>

- 国や教育委員会、学校は外部検定試験を活用し生徒に求められる英語力の達成状況を把握・検証。
※学習指導要領に基づき達成される生徒の英語力 中学校卒業段階：英検3級程度以上 高等学校卒業段階：英検準2級～2級程度以上
- 国は、国として学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定することに向けて検討。
- 学校は、学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定・公表し、達成状況を把握。

提言2：生徒にグローバル社会における英語の必要性について理解を促し、英語学習のモチベーション向上を図る。

<具体的施策>

- 教育委員会や学校は、企業の協力を得て、生徒に英語を使って仕事をしている現場などを見せる。
- 国や教育委員会は、高校生の海外留学を推進。
→18歳の時点までに中長期の留学ないし在外経験を有する者の3万人規模への増加を目指す。

提言3：ALT、ICT等の効果的な活用を通じて生徒が英語を使う機会を増やす。

<具体的施策>

- 国は、ALTの活用実態を把握するとともに、授業外におけるALTの活用方法やICTを用いた海外との交流学习・協働学習などALTやICTの効果的な活用に関する情報を提供。
- 教育委員会は、優秀な外国人教員などの採用を推進。 →600人の採用を目指す。
- 国は、民間人材や教材、指導事例など、英語教育に関する情報を掲載したポータルサイトを構築。

提言4：英語教員の英語力・指導力の強化や学校・地域における戦略的な英語教育改善を図る。

<具体的施策>

- 国は、英語教員に求められる英語力についてその達成状況を把握・公表。
※英語教員に少なくとも求められる英語力：英検準1級、TOEFL(iBT)80点、TOEIC730点程度以上
- 教育委員会は、英語教員採用の際、外部検定試験等を活用し、英語教員に一定の英語力を求める。
- 教育委員会は、地域の戦略的な英語教育改善のための拠点校を形成 →250校程度を目指す。
- 国は、国際バカロレアレベルの学校やスーパーサイエンスハイスクールなどの先進的な取組を推進。

提言5：グローバル社会に対応した大学入試となるよう改善を図る。

<具体的施策>

- 国は、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を総合的に問う入試問題の開発・実施を促進。
- 国は、AO入試・一般入試等においてTOEFL・TOEIC等の外部検定試験の活用を促進。

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画

2013年12月13日
文部科学省発表

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る。
2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき体制整備等を含め2014年度から逐次改革を推進する。

1. グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方

○小学校中学年：活動型・週1～2コマ程度

- ・コミュニケーション能力の素地を養う
- ・学級担任を中心に指導

○小学校高学年：教科型・週3コマ程度

(「モジュール授業」も活用)

- ・初歩的な英語の運用能力を養う
- ・英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用・授業を英語で行うとともに、言語活動を高度化(発表、討論、交渉等)

※小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することにより、英語によるコミュニケーション能力を確実に養う
※日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実(伝統文化・歴史の重視等)

○中学校

- ・身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を養う
- ・授業を英語で行うことを基本とする

○高等学校

- ・幅広い話題について抽象的な内容を理解できる、英語話者となる程度流暢にやりとりができる能力を養う

2. 新たな英語教育の在り方実現のための体制整備(平成26年度から強力に推進)

○小学校における指導体制強化

- ・小学校英語教育推進リーダーの加配措置・養成研修
- ・専科教員の指導力向上
- ・小学校学級担任の英語指導力向上
- ・研修用映像教材等の開発・提供
- ・教員養成課程・採用の改善充実

○中・高等学校における指導体制強化

- ・中・高等学校英語教育推進リーダーの養成
- ・中・高等学校英語科教員の指導力向上
- ・外部検定試験を活用し、県等ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証
※全ての英語科教員について、英検準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を確保

○外部人材の活用促進

- ・外国語指導助手(ALT)の配置拡大、地域人材等の活用促進(ガイドラインの策定等)
- ・ALT等向けの研修強化・充実

○指導用教材の開発

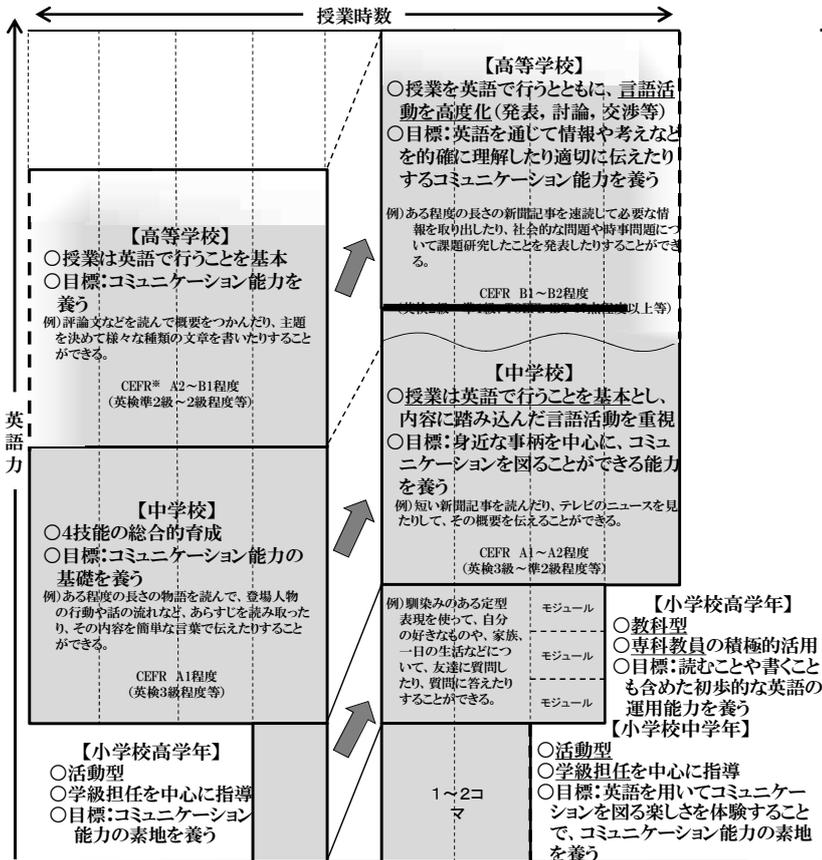
- ・先行実施のための教材整備
- ・モジュール指導用ICT教材の開発・整備

小・中・高の各段階を通じて英語教育を充実し、生徒の英語力を向上(高校卒業段階で英検2級～準1級、TOEFL iBT57点程度以上等)→外部検定試験を活用して生徒の英語力を検証するとともに、大学入試においても4技能を測定可能な英検、TOEFL等の資格・検定試験等の活用の普及・拡大

3. スケジュール(イメージ)

- 2014年1月頃 有識者会議設置
- 2014～2018年度 指導体制の整備、英語教育強化地域拠点事業・教育課程特例校による先取り実施の拡大
- 中央教育審議会での検討を経て学習指導要領を改訂し、2018年度から段階的に先行実施
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて2020年度から全面实施

1. グローバル化に対応した新たな英語教育の目標・内容等(案)



○小・中・高等学校を通じて目標・取り扱う内容・評価を改善

- ・「英語を用いて何ができるようになるか」という観点から目標を具体化し、小中高を通じて一貫した学習到達目標を設定
- ・言語活動の内容(聞き取り、多読、速読、作文、発表、討論等)や量を増加
- ・「英語を用いて～することができる」という形式による目標設定(CAN-DOリスト)に対応する形で4技能を評価
- ・我が国や郷土の伝統や文化について英語で伝えるという視点も含める

○生徒の英語力の検証

- ・外部検定試験を活用し、各学校段階における生徒の客観的英語力を検証するとともに、指導改善に活用
- ・大学入試においても4技能を測定可能な英検、TOEFL等の資格・検定試験等の活用の普及・拡大

※日本文化の発信等やアイデンティティに関する教育の強化

- 東京オリンピック・パラリンピックに向け、児童生徒の英語による日本文化の発信、国際交流・ボランティア活動等の取組を強化
- 日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実(伝統文化・歴史の重視等)

※CEFR(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)では、「共通参照レベル」として、言語能力をA1、A2レベル(基礎段階の言語使用者)、B1、B2(自立した言語使用者)、C1、C2(熟達した言語使用者)の6段階に分け、「読むこと」、「聞くこと」、「やりとり」、「表現」、「書くこと」の5つの能力カテゴリーに分けて言語活動の内容を表している

現行の学習指導要領による英語教育

新たな英語教育

★上記の目標は、各学校卒業段階で達成されるべき英語力であり、例えば、新たな英語教育において、高等学校であれば卒業段階で英検2級～準1級程度が達成目標となる。

英語教育に対する保護者の意識

2 教育改革についての意見

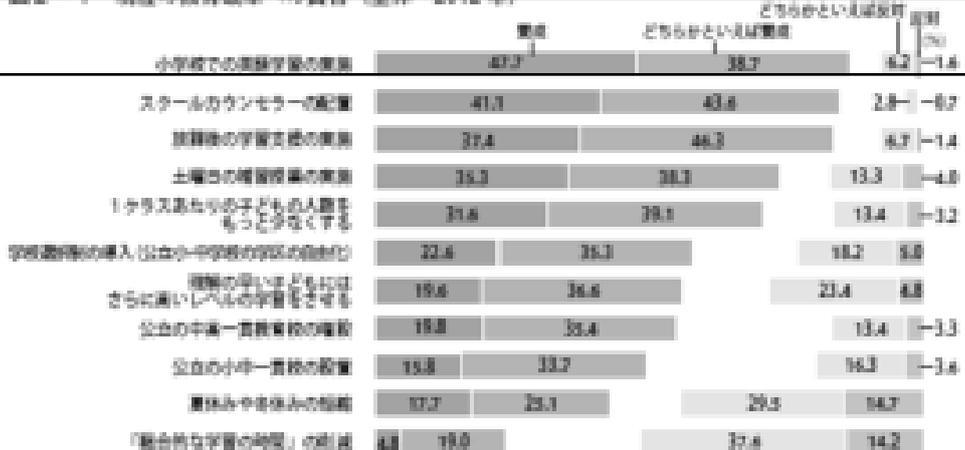
現在の教育改革への賛否

半数以上の保護者が、「総合的な学習の時間」の削減に反対

8割以上の保護者が「小学校での英語学習の実施」「スクールカウンセラーの配置」「放課後の学習支援の実施」に「賛成（賛成+どちらかといえば賛成）」している。一方、半数以上の保護者が「総合的な学習の時間」の削減に、4割以上の保護者が「夏休みや冬休みの短縮」に「反対（反対+どちらかといえば反対）」している。

Q 現在の教育改革で取り入れられている次のような取り組みについて、賛成ですか反対ですか。

図2-1 現在の教育改革への賛否（全体・2012年）



※ 「わからない」、無回答・不明を省略している。

今後の教育改革への賛否

74%の保護者が小学校低学年からの英語学習導入に賛成

74%の保護者が「小学校低学年から英語学習を導入する」ことに「賛成（賛成+どちらかといえば賛成）」している。

Q 次のような取り組みが実施されることや、制度の変更が行われることについて、賛成ですか反対ですか。

図2-3 今後の教育改革への賛否（全体・2012年）



※ 「わからない」、無回答・不明を省略している。

出典：ベネッセ教育総合研究所・朝日新聞社
「学校教育に対する保護者の意識調査2012」

(<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3267>)

2 目標及び内容 (学習指導要領抜粋等)

外国語教育の現状

基本的な考え方

- 小中高を通じて、コミュニケーション能力を育成。
 - 言語や文化に対する理解を深める
 - 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する
 - 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成する
- 指導語彙を充実(中高を通じて、2,200語から3,000語に)

【小学校】

- 外国語活動(活動型)
- 対象:5,6年生
- 指導体制:学級担任が中心(ALTとのTT等)
- 週1コマ(年間35コマ)
- 記述文による評価

【中学校】

- 外国語科(教科型)
- 指導体制:教科担任制(専科教員)
- 週4コマ(年間140コマ)
- 語彙数:1,200語
- 数値による評価

【高等学校】

- 外国語科(教科型)
- 指導体制:教科担任制(専科教員)
- 必修科目:コミュニケーション英語Ⅰ(3単位)
その他、コミュニケーション英語Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ、英会話等から選択
- 語彙数:3,000語※(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修した場合)※中学校で履修する1,200語を含む。
- 数値による評価

小学校外国語活動の目標及び内容

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第4章 外国語活動

第1 目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

第2 内容

外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。

- (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
- (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
- (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。

日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。

- (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
- (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
- (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

中学校外国語科の目標及び内容

中学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第2章 各教科 第9節 外国語

1 目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

2 各言語の目標及び内容等 英語

1 目標

- (1) 初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。
- (2) 初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする。
- (3) 英語を読むことに慣れ親しみ、初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようにする。
- (4) 英語で書くことに慣れ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。

第2 内容

(1) 言語活動

英語を理解し、英語で表現できる実践的な運用能力を養うため、次の言語活動を3学年間を通して行わせる。

ア 聞くこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく聞き取ること。
- (イ) 自然な口調で話されたり読まれたりする英語を聞いて、情報を正確に聞き取ること。
- (ウ) 質問や依頼などを聞いて適切に応じること。
- (エ) 話し手に聞き返すなどして内容を確認しながら理解すること。
- (オ) まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること。

イ 話すこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく発音すること。
- (イ) 自分の考えや気持ち、事実などを聞き手に正しく伝えること。
- (ウ) 聞いたり読んだりしたことなどについて、問答したり意見を述べ合ったりなどすること。
- (エ) つなぎ言葉を用いるなどのいろいろな工夫をして話を続けること。
- (オ) 与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。

ウ 読むこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 文字や符号を識別し、正しく読むこと。
- (イ) 書かれた内容を考えながら黙読したり、その内容が表現されるように音読すること。
- (ウ) 物語のあらすじや説明文の大切な部分などを正確に読み取ること。
- (エ) 伝言や手紙などの文章から書き手の意向を理解し、適切に応じること。
- (オ) 話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること。

エ 書くこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 文字や符号を識別し、語と語の区切りなどに注意して正しく書くこと。
- (イ) 語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。
- (ウ) 聞いたり読んだりしたことについてメモをとったり、感想、賛否やその理由を書いたりなどすること。
- (エ) 身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと。
- (オ) 自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。

高等学校外国語科の目標及び内容

高等学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第2章 各学科に共通する各教科 第8節 外国語

第1款 目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

第2款 各科目

第1 コミュニケーション英語基礎

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの基礎的な能力を養う。

2 内容

- (1) 1の目標に基づき、中学校学習指導要領第2章第9節の第2の2の(1)に示す言語活動を参照しつつ、適切な言語活動を英語で行う。
- (2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、それぞれの生徒の中学校における学習内容の定着の程度等を踏まえた上で、中学校学習指導要領第2章第9節の第2の2の(2)のアに示す事項を参照しつつ、適切に指導するよう配慮するものとする。

第2 コミュニケーション英語 I

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする基礎的な能力を養う。

2 内容

- (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。
 - ア 事物に関する紹介や対話などを聞いて、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりする。
 - イ 説明や物語などを読んで、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりする。また、聞き手に伝わるように音読する。
 - ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をしたりする。
 - エ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、簡潔に書く。
- (2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。
 - ア リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。
 - イ 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら読んだり書いたりすること。
 - ウ 事実と意見などを区別して、理解したり伝えたりすること。

第3 コミュニケーション英語Ⅱ

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする能力を伸ばす。

2 内容

- (1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。
 - ア 事物に関する紹介や報告、対話や討論などを聞いて、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりする。
 - イ 説明、評論、物語、随筆などについて、速読したり精読したりするなど目的に応じた読み方をする。また、聞き手に伝わるように音読や暗唱を行う。
 - ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合うなどして結論をまとめる。
 - エ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、まとまりのある文章を書く。
- (2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。
 - ア 英語の音声的な特徴や内容の展開などに注意しながら聞いたり話したりすること。
 - イ 論点や根拠などを明確にするとともに、文章の構成や図表との関連などを考えながら読んだり書いたりすること。
 - ウ 未知の語の意味を推測したり背景となる知識を活用したりしながら聞いたり読んだりすること。
 - エ 説明や描写の表現を工夫して相手に効果的に伝わるように話したり書いたりすること。

第4 コミュニケーション英語Ⅲ

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする能力を更に伸ばし、社会生活において活用できるようにする。

2 内容

- (1) 1の目標に基づき、「コミュニケーション英語Ⅱ」の2の(1)に示す言語活動を更に発展させて行う。
- (2) (1)に示す言語活動を行うに当たっては、「コミュニケーション英語Ⅱ」の2の(2)と同様に配慮するものとする。

第5 英語表現 I

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、事実や意見などを多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を養う。

2 内容

(1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。

ア 与えられた話題について、即興で話す。また、聞き手や目的に応じて簡潔に話す。

イ 読み手や目的に応じて、簡潔に書く。

ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどをまとめ、発表する。

(2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。

ア リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら話すこと。

イ 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら書くこと。また、書いた内容を読み返すこと。

ウ 発表の仕方や発表のために必要な表現などを学習し、実際に活用すること。

エ 聞いたり読んだりした内容について、そこに示されている意見を他の意見と比較して共通点や相違点を整理したり、自分の考えをまとめたりすること。

第6 英語表現 II

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、事実や意見などを多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を伸ばす。

2 内容

(1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。

ア 与えられた条件に合わせて、即興で話す。また、伝えたい内容を整理して論理的に話す。

イ 主題を決め、様々な種類の文章を書く。

ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどをまとめ、発表する。また、発表されたものを聞いて、質問したり意見を述べたりする。

エ 多様な考え方ができる話題について、立場を決めて意見をまとめ、相手を説得するために意見を述べ合う。

(2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。

ア 英語の音声的な特徴や内容の展開などに注意しながら話すこと。

イ 論点や根拠などを明確にするとともに、文章の構成や図表との関連、表現の工夫などを考えながら書くこと。また、書いた内容を読み返して推敲すること。

ウ 発表の仕方や討論のルール、それらの活動に必要な表現などを学習し、実際に活用すること。

エ 相手の立場や考えを尊重し、互いの発言を検討して自分の考えを広げるとともに、課題の解決に向けて考えを生かし合うこと。

第7 英語会話

1 目標

英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、身近な話題について会話する能力を養う。

2 内容

(1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。

ア 相手の話を聞いて理解するとともに、場面や目的に応じて適切に応答する。

イ 関心のあることについて相手に質問したり、相手の質問に答えたりする。

ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどを場面や目的に応じて適切に伝える。

エ 海外での生活に必要な基本的な表現を使って、会話する。

(2) (1)に示す言語活動を効果的に行うために、次のような事項について指導するよう配慮するものとする。

ア リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。

イ 繰り返しを求めたり、言い換えたりするときなどに必要となる表現を活用すること。

ウ ジェスチャーなどの非言語的なコミュニケーション手段の役割を理解し、場面や目的に応じて適切に用いること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 英語に関する各科目の2の(1)に示す言語活動を行うに当たっては、例えば、次に示すような言語の使用場面や言語の働きの中から、各科目の目標を達成するのにふさわしいものを適宜取り上げ、有機的に組み合わせて活用する。

[言語の使用場面の例]

a 特有の表現がよく使われる場面：

・買物・旅行・食事・電話での応答・手紙や電子メールのやりとりなど

b 生徒の身近な暮らしや社会での暮らしにかかわる場面：

・家庭での生活・学校での学習や活動 ・地域での活動 ・職場での活動など

c 多様な手段を通じて情報などを得る場面：

・本、新聞、雑誌などを読むこと ・テレビや映画などを観ること

・情報通信ネットワークを活用し情報を得ることなど

[言語の働きの例]

a コミュニケーションを円滑にする：

・相づちを打つ・聞き直す・繰り返す・言い換える・話題を発展させる・話題を変えるなど

b 気持ちを伝える：

・褒める・謝る・感謝する・望む・驚く・心配するなど

c 情報を伝える：

・説明する・報告する・描写する・理由を述べる・要約する・訂正するなど

d 考えや意図を伝える：

・申し出る・賛成する・反対する・主張する・推論する・仮定するなど

e 相手の行動を促す：

・依頼する・誘う・許可する・助言する・命令する・注意を引くなど

2 英語に関する各科目の2の(1)に示す言語活動を行うに当たっては、中学校学習指導要領第2章第9節第2の2の(3)及び次に示す言語材料の中から、それぞれの科目の目標を達成するのにふさわしいものを適宜用いて行わせる。その際、「コミュニケーション英語Ⅰ」においては、言語活動と効果的に関連付けながら、ウに掲げるすべての事項を適切に取り扱うものとする。

ア 語、連語及び慣用表現

(ア) 語

a「コミュニケーション英語Ⅰ」にあつては、中学校で学習した語に400語程度の新語を加えた語

b「コミュニケーション英語Ⅱ」にあつては、aに示す語に700語程度の新語を加えた語

c「コミュニケーション英語Ⅲ」にあつては、bに示す語に700語程度の新語を加えた語

d「コミュニケーション英語基礎」、「英語表現Ⅰ」、「英語表現Ⅱ」及び「英語会話」に

あつては、生徒の学習負担を踏まえた適切な語

(イ) 連語及び慣用表現のうち、運用度の高いもの

イ 文構造のうち、運用度の高いもの

ウ 文法事項

(ア) 不定詞の用法 (イ) 関係代名詞の用法 (ウ) 関係副詞の用法 (エ) 助動詞の用法

(オ) 代名詞のうち、itが名詞用法の句及び節を指すもの (カ) 動詞の時制など (キ) 仮定法

(ク) 分詞構文

3 2に示す言語材料を用いるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 現代の標準的な英語によること。ただし、様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。

イ 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。

ウ コミュニケーションを行うために必要となる語句や文構造、文法事項などの取扱いについては、用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるよう指導すること。

4 英語に関する各科目については、その特質にかんがみ、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとする。

(参考) 高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編

「授業は英語で行うことを基本とする」こととは、教師が授業を英語で行うとともに、生徒も授業の中でできるだけ多く英語を使用することにより、英語による言語活動を行うことを授業の中心とすることである。これは、生徒が、授業の中で、英語に触れたり英語でコミュニケーションを行ったりする機会を充実するとともに、生徒が、英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図ることを目的としている。

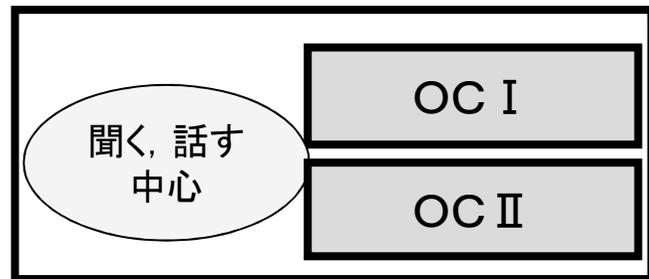
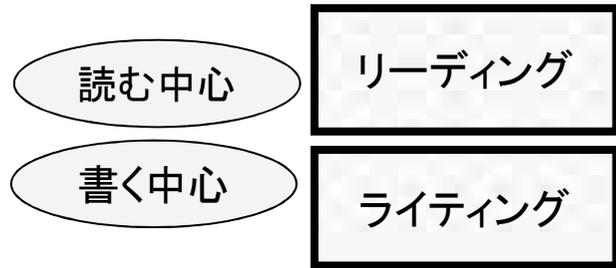
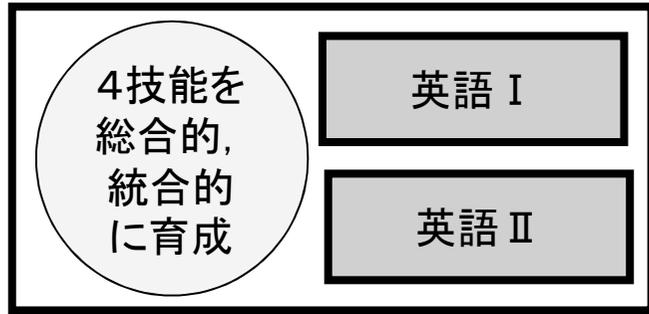
(省略)

英語に関する各科目を指導するに当たって、文法について説明することに偏っていた場合は、その在り方を改め、授業において、コミュニケーションを体験する言語活動を多く取り入れていく必要がある。そもそも文法は、3のイに示しているとおり、英語で行う言語活動と効果的に関連付けて指導するよう配慮することとなっている。これらのことを踏まえ、言語活動を行うことが授業の中心となっていれば、文法の説明などは日本語を交えて行うことも考えられる。

「生徒の理解の程度に応じた英語」で授業を行うためには、語句の選択、発話の速さなどについて、十分配慮することが必要である。特に、生徒の英語によるコミュニケーション能力に懸念がある場合は、教師は、生徒の理解の状況を把握するように努めながら、簡単な英語を用いてゆっくり話すこと等に十分配慮することとなる。教師の説明や指示を理解できていない生徒がいて、日本語を交えた指導を行う場合であっても、授業を英語で行うことを基本とするという本規定の趣旨を踏まえ、生徒が英語の使用に慣れるような指導の充実を図ることが重要である。

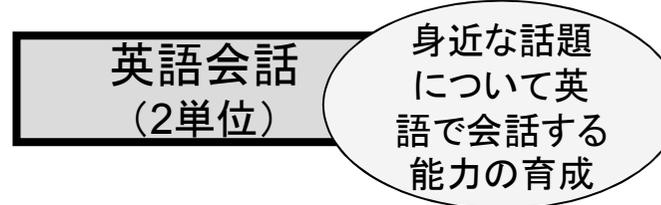
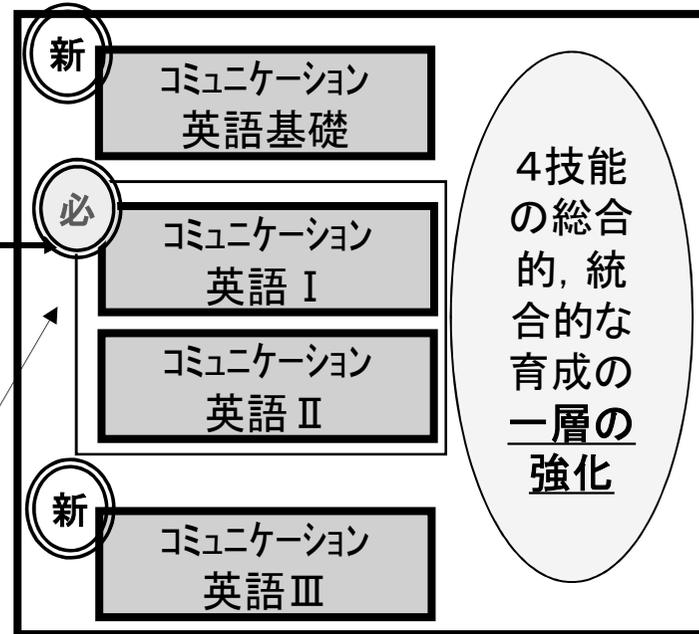
高等学校における科目の見直し等（前回改訂時資料）

(旧)



(※) OC:「オーラルコミュニケーション」の略

(新)



- 授業は生徒の理解の程度に応じた英語で行うことが基本
- 英語を英語のまま理解・表現することに慣れるような指導の充実
- スピーキングテストも導入する等、4技能を測定する評価方法の開発

3 指導と評価について

小・中・高等学校 外国語活動・外国語科の学習評価について

1 学習評価の趣旨

(1) 学習評価の改善に関する基本的な考え方

学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要であり、新学習指導要領の下での学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

- ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
- ② 新学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- ③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

(2) 学習評価における観点について

新学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に評価の観点を整理し、各教科の特性に応じて観点を示しており、設置者や学校においては、これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

[小学校]

- ・小学校及び特別支援学校小学部の外国語活動について、設置者において、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点を設定する。
- ・また、各小学校において、観点を追加して記入できるようにする。
- ・外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身についたかを文章で記述する。
- ・評価の観点は、中・高等学校における外国語科との連続性に配慮して設定する必要がある。具体的には、学習指導要領に定める「外国語活動」の目標、すなわち、言語や文化に関する体験的な理解、コミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことについて観点を設定し、学習評価を行うことが適当である。

[中学校]

- ・外国語科においては、学習指導要領で3学年間を通じて目指すべき目標が示されており、学年別の目標や評価の観点は、各学校で作成する必要がある。内容のまとまりごとに評価規準を作成し、単元の目標や内容、学習活動を明確にして3学年間を見通した計画を立てる。
- ・観点別学習状況及び評定の記入方法については、<参考>を参照

[高等学校]

- ・外国語科においては、学習指導要領で高等学校の課程を通じて目指すべき目標が示されており各学校において地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分に考慮して指導計画を作成することとなっている。教育課程全体を通じた外国語科の目標と各科目の目標との系統性に留意しながら、各科目の年間計画、単元の目標や内容、学習活動及び評価規準を設定する。
- ・観点別学習状況及び評定の記入方法については、<参考>を参照。

(参考) 平成22年3月24日「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」【中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会】、平成22年5月11日「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」【文部科学省初等中等局長】、「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」(高等学校外国語(平成24年7月)、中学校外国語(平成23年11月))【国立教育政策研究所教育課程研究センター】

2 小学校外国語活動における観点別学習状況の評価の観点例及びその趣旨 と

中学校外国語科及び高等学校外国語科における観点別学習状況の評価の観点及びその趣旨

(小) 外国語活動	観点例	コミュニケーションへの 関心・意欲・態度	外国語への慣れ親しみ		言語や文化に 関する気付き
	趣旨	コミュニケーション に関心を持ち、積極 的にコミュニケーション を図ろうとする。	活動で用いている外国語を聞いたり話したり しながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ 親しんでいる。		外国語を用いた体験 的なコミュニケーション 活動を通して、言 葉の面白さや豊かさ、 多様なものの見方や 考え方がることなど に気付いている。
(中) 外国語科	観点	コミュニケーションへの 関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化について の知識・理解
	趣旨	コミュニケーション に関心を持ち、積極 的に言語活動を行 い、コミュニケーション を図ろうとする。	外国語で話したり書 いたりして、自分の考 えなどを表現してい る。	外国語を聞いたり読 んだりして、話し手や 書き手の意向などを 理解している。	外国語の学習を通し て、言語やその運用に ついての知識を身に 付けているとともに、 その背景にある文化 などを理解している
(高) 外国語科	観点	コミュニケーションへ の関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化について の知識・理解
	趣旨	コミュニケーション に関心を持ち、積極 的に言語活動を行 い、コミュニケーション を図ろうとする。	外国語で話したり書 いたりして、情報や考 えなどを適切に伝え ている。	外国語を聞いたり読 んだりして、情報や考 えなどを的確に理解 している。	外国語の学習を通し て、言語やその運用に ついての知識を身に 付けているとともに、 その背景にある文化 などを理解している。